

令和5年1月4日

所 属 長 殿

地 域 部 長

110番通報の適正利用に係る継続的な広報啓発活動の推進について（通達）

110番通報への誤接の増加及び新たに導入された通報システム等の運用開始を踏まえ、110番通報の適正利用を図る必要性があることから、下記のとおり、年間を通じた継続的な広報啓発活動の推進に努められたい。

記

1 広報内容

次の事項について継続的に広報を行い、周知を図ること。

(1) 110番通報の適切な利用

110番通報による相談、問合せ、いたずら電話等は、事件・事故の緊急通報に対する警察の対応を遅らせ、人命の保護等に支障を来たすおそれがあること。

(2) 警察相談専用電話等の適切な利用

相談等は、最寄りの警察署等へ直接相談したり、警察相談専用電話「#9110」等の各種専用電話を利用すること。

(3) 誤接時の対応と抑止対策

ア 携帯電話などから誤って110番に接続されるケースが多いことから、誤接時には必ず担当者与会話した上、「事件事故ではない」旨を説明してから110番を切断すること。

イ 携帯電話の機種によっては所持者が意図していないにもかかわらず、自動的に緊急通報を行う機能があるため、適切に設定すること。

(4) 110番映像通報システムの周知等

110番映像通報システムの概要及び110番通報時に協力を依頼する内容

2 実施要領

(1) 広報用統一スローガンの活用

各種施策の推進に当たっては、110番適正利用統一スローガン「ためらわず正しく使う110番」を積極的に活用し、県民への浸透を図ること。

(2) 効果的な広報の実施

各警察署においては、110番通報の適正な利用を促進するため、各署の実情に応じ、積極的な広報啓発活動を実施すること。

従来の広報媒体に加え、新たな広報媒体（YouTube、Twitter等）の活用も検討すること。

(3) 110番映像通報システムの活用

通信指令課と協議の上、実際に映像の送信訓練をすることで、システムの仕組みと通報時の協力内容について周知を図ること。

3 施賞

(略)

4 報告

(略)

担 当：通信指令課（企画指導係）